

翻刻に際しては、三津井牧子氏にご協力頂いた。

貴重な資料の閲覧をご許可頂いた各機関並びに、資料の翻刻をご快諾頂いた国立公文書館、都立中央図書館に厚く御礼申し上げます。

本稿は科学研究費補助金基盤研究（C）（課題番号 21520188）の成果の一部である。

*前稿訂正 (誤) ↓ (正)

93頁上段 2行目 読_ハ ↓ 読_ム

同 6行目 取 ↓ 所

同 12行目 不_レ所_レ可_ル ↓ 不_レ所_レ知_ル

ただす人は滅多にいないものである。自分は大工ではないけれども、家業の暇に神書を閲覧し、折にふれその神（＝「日本番匠の祖神」）のお名前を見て、そのご神威が忘れられてしまっていることを悲しく思い、終にその気持ちを抑えられなくなって本書を書いた」と。

【内容】

自序に「始に専番匠の神の混雑せることを弁じ」と述べるように、上之巻は、番匠の祖神の話を中心に展開している。とりわけ、番匠の祖神は、手置帆負命と彦狭知命の二神であり、俗に信じられている聖徳太子は番匠の祖神ではないことを繰り返して述べている。

中之巻は、自序に「次に神代の昔語を写して番匠の神の神徳を述べ」とあり、中之巻冒頭にも「爰に記するは神代に始て宮造りありしことを載せ、次に神武天皇都造りのこと、又は二所皇太神宮御鎮座の時代を筆して、もつはら番匠の神の功をのぶるものなり」とあるように、伊弉諾尊、伊弉冉尊の八尋殿建立にはじまり、神武天皇の橿原宮建立を経て、天照大神、豊受太神の御鎮座の話、そして最後に番匠の神の御神徳をまとめる。すなわち、「今諸人家に居することは此二神の御恵也。（中略）番匠たる人は別て敬奉るべし。此外、桶工・検器匠・鋸匠・竹細工人等も、此二神を敬ふべし」と述べている。

下之巻は、一転して話が具体的になる。自序には「終に宮造より鳥居に至るまでその故実を顕し、又、屋造吉凶の弁を加えて三巻となしぬ」とあるように、「地鎮の神事」「新始の神事」などが具体的に述べられているのである。

興味深いのは、「なんぞ寸尺或は植樹によつて人の吉凶あらんや。仮令右のよき寸法に合わせ門を建るとも、不慎の人は禍かならず遠かるまじ。（中略）只其地のよろしきにしたがひ門を建立して少も災なし」（⑮唐尺の弁）や、「勿論一人に一行づ、配して何生とし、相生相尅を以て吉凶を定むるは、卜者の徒が人を惑す妄言也。（中略）故に屋造・棟上・移徒に五行相生相尅を用ずして何の災かあらん」（⑯相生相尅の弁）、あるいは「宮社は格別、人家は其地のよろしきにしたがひ、方角にか、はらず、人々の家業に便宜やうに造立するが、則よき方角といふもの也。棟上・移徒とても家業の故障にならざる月日を考て其事をなすべし。是則其人において吉日也とするべし。」（同）、「屋敷取地形に吉凶あらざることを知べし。唯其人の家業に便よろしき地をえらみ、家を造立して可也。（中略）なんぞ屋敷の地形によつて人の禍福あらんや。」（⑰屋敷取吉凶の弁）など、今日からみて、ある意味合理的な思考を持っている点である。

また下之巻には「附録」として、「鳥居の図」「玉垣の図」他を掲載する。ここでも面白いのは、「右の雛形は、一番匠古より伝ふる所也。幸にこれを求得て爰に写し、童蒙に便す。」と述べた後、「予元來此の職ならねば、割合寸法の事はしらず。宮を造る人此図を種として恰好よろしく地引すべし」と述べていることである。

「俗説 匠家必用記 上」。内題「匠家必用記上之巻」。三四丁。

〔中之巻〕

東京都立中央図書館（加賀文庫）所蔵。中・下 二冊の内、中之巻。請求記号 ZL51。縦二・七糎×横十六・一糎。版本。表紙藍色。題簽、左、「俗説 匠家必用記 中」。内題「匠家必用記中之巻」。一七丁。

〔下之巻〕

東京都立中央図書館（加賀文庫）所蔵。中・下 二冊の内、下之巻。請求記号 ZL52。縦二・七糎×横十六・〇糎。版本。表紙縹色。題簽、左、「俗説 匠家必用記 下」。内題「匠家必用記下之巻」。三四丁。

宝暦五年、自序。同六年一月、原益友諒（鶴臯）序。同六年四月刊。須原屋茂兵衛（千鐘房）。自序の印は陽刻で「定準」。序文の印は共に陽刻で、上が「鶴臯」、下が「友諒之印」。

なお、底本にはないが、国立公文書館蔵本には、下之巻に「大工雑形書目録」を付す。

【筆者】

筆者は立石定準。本書の上之巻見返しの宣伝文句に、「此書は美作国津山の人、立石氏の述る処也」とあり、友諒序にも「美作州津山人立石氏」とある。また自序にも「美作国津山」と記すことから、立石定準は、美作国（現岡山県）津山の人であることがわかる。また序文

によると、史学を好んで、国書を読み、市井に身を置き、「文籍」と「匠具」、つまり書籍と大工道具を扱う店を商っていたという。

また自序に「僕この職ならねども」と述べ、跋文にも、「予元來此職ならねば割合寸法の事はしらず」とあり、定準自ら自分が大工ではないことを述べている。

また『国書人名辞典』（岩波書店 平成八年十一月）に次のようにある。

工芸家（生没）生没年未詳。江戸時代中期の人。（名号）名、定準。（経歴）美作津山の人。

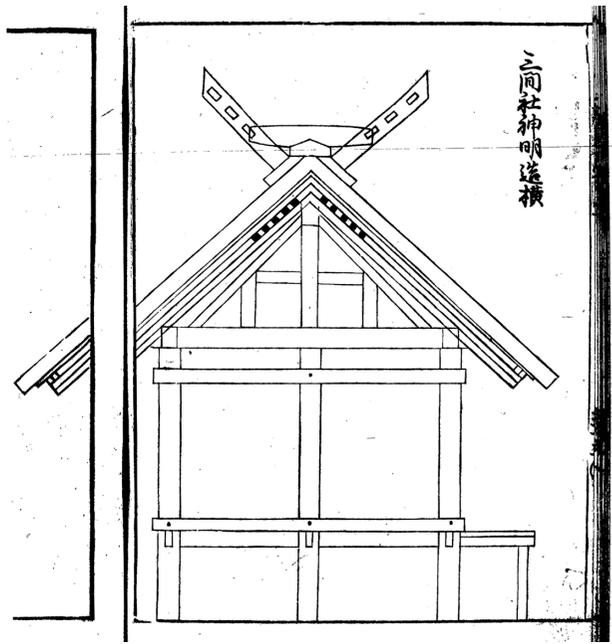
〔著作〕匠家必用記（宝暦六刊）

〔参考〕河野省三記念文庫目録

【成立事情】

友諒序によると、友諒を畿内に訪れた定準は、「今の大工は、古きを忘れて新しさを求め、根本を疎かにして末節を追っている者が多い」と述べ、自ら執筆した『匠家必用』という一書を取り出した。そして、「自分は固陋寡聞ではあるけれども、この書を大工の温故知新の一助としたい」と言い、序文を請うたという。

自序には本書執筆の動機がもう少し詳しく語られている。すなわち、「医や鍛冶同様、大工も祖神を誤り、本来の祖神の神威を忘れてしまっている。大工の初心者はそれを書物から学ぶことも難しく、俗説が混交してしまっており、その末節に囚われる人は多いが、その根本を問



(33丁裏)

右の雛形は、一番匠古より伝ふる所也。幸にこれを求得て爰に写し、童蒙に便す。予元来此職ならねば、割合寸法の事はしらず。宮を造る、人此図を種として恰合よろしく地引すべし。組物・彫ものな

みぎ ひながた あるばんしやういじへ つた さいはい もとめえ こ、 うつ
 どうもう たより よもよりこのしやく わりあひすんほう こと みや
 つく このつ たね かつこう ぢびき くみもの ぼり
 ゆへ こだいしつそ ことほり

匠家必用記附録終³⁴

【俗説正誤】匠家必用記（翻刻と解題）（二）

しんたうゆづのつまぐし
 神道湯津爪櫛 全三冊 近々板行

宝曆六年丙子四月

日本橋通一丁目

東都書肆

須原屋茂兵衛 梓^ウ

三 解題

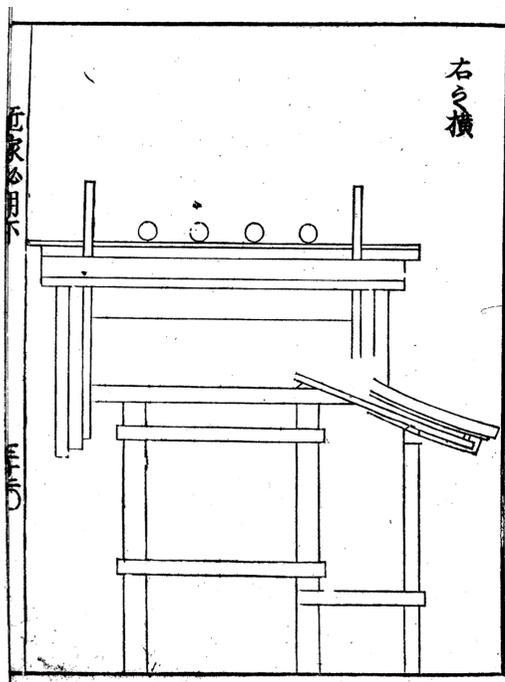
【底本】

本書は、国立公文書館、東京都立中央図書館、刈谷市中央図書館、日本建築学会図書館他、多数の機関に所蔵されている。今回はその中で、上之巻は国立公文書館蔵本を、中之巻と下之巻は東京都立中央図書館（加賀文庫）蔵本を底本とした。管見に入った中で、都立中央図書館（加賀文庫）蔵本の挿絵の刷りの状態がよかつたからである。ただし、都立中央図書館（加賀文庫）蔵本は上之巻を欠いているので、上之巻のみ国立公文書館を使用した次第である。

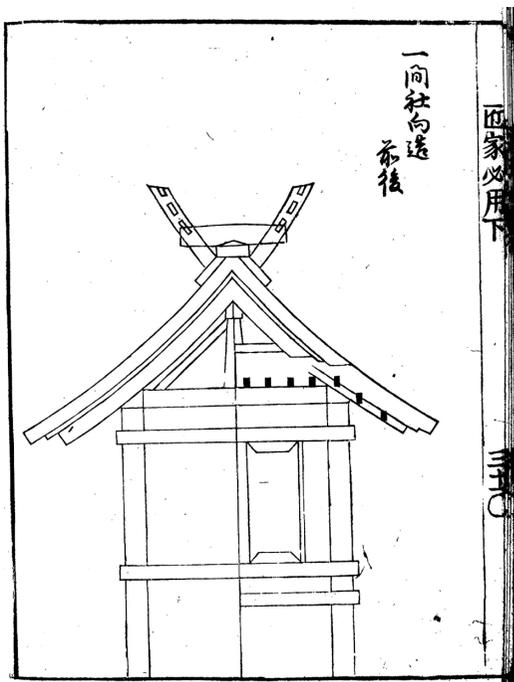
書誌は左の通りである。

〔上之巻〕

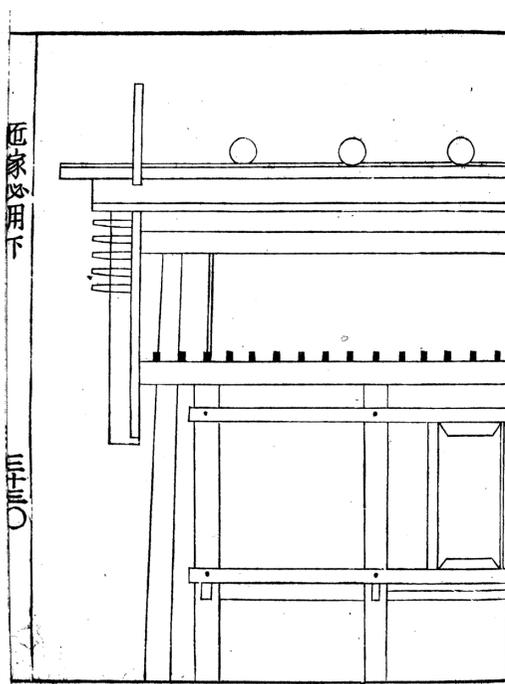
国立公文書館所蔵。上・中・下 三冊の内、上之巻。請求記号183-1691。縦二三・一糎×横一五・六糎。版本。表紙、縹色。題簽、左、



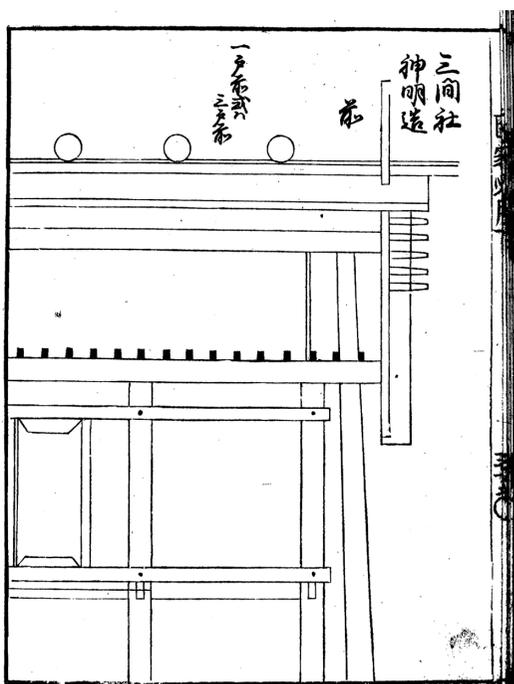
(32 丁表)



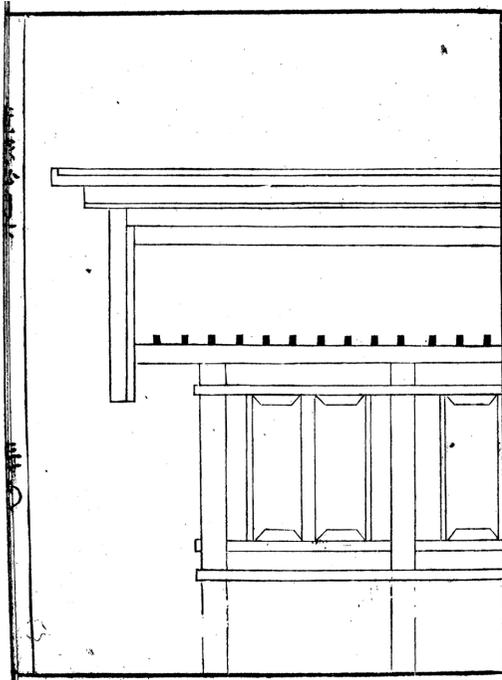
(31 丁裏)



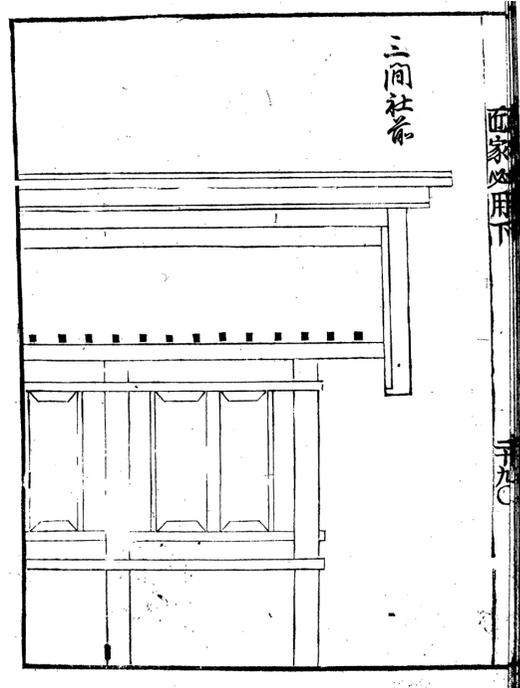
(33 丁表)



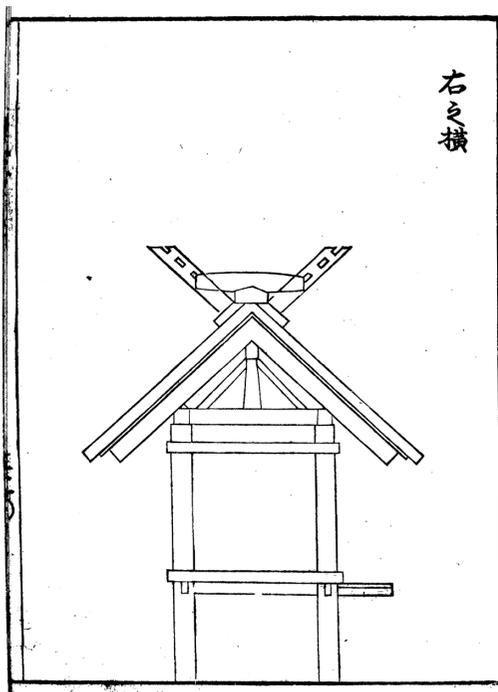
(32 丁裏)



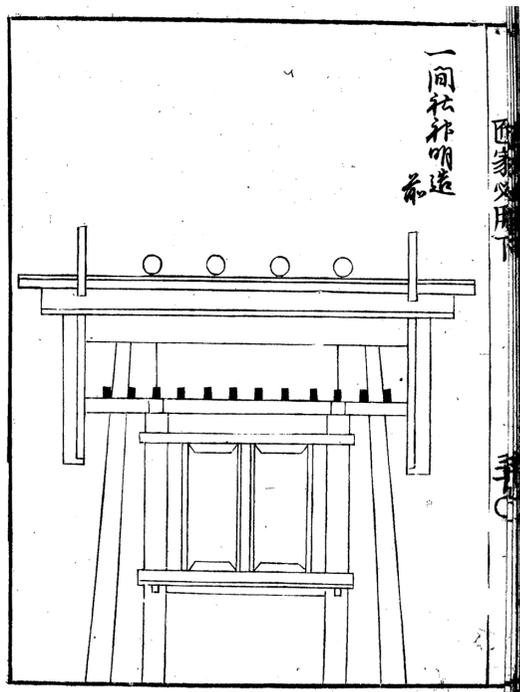
(30 丁表)



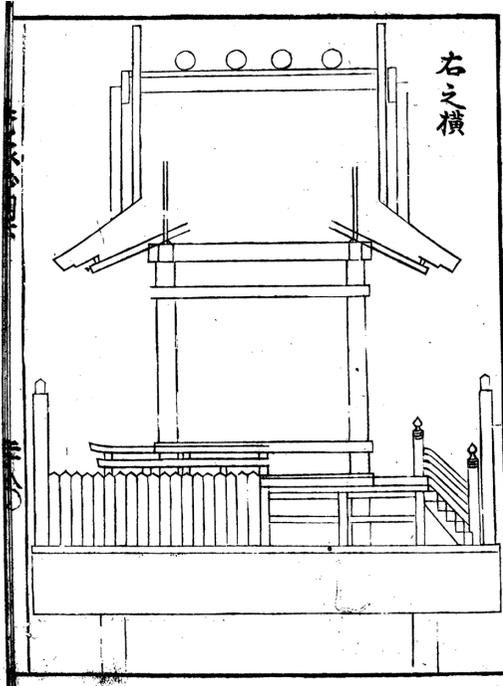
(29 丁裏)



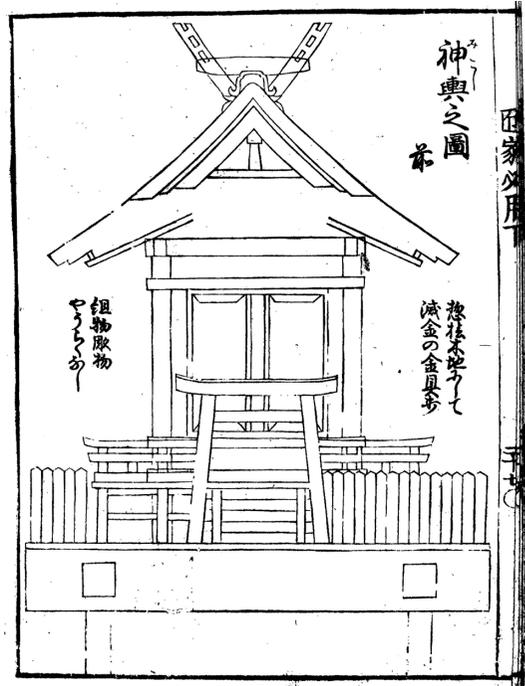
(31 丁表)



(30 丁裏)



(28 丁表)

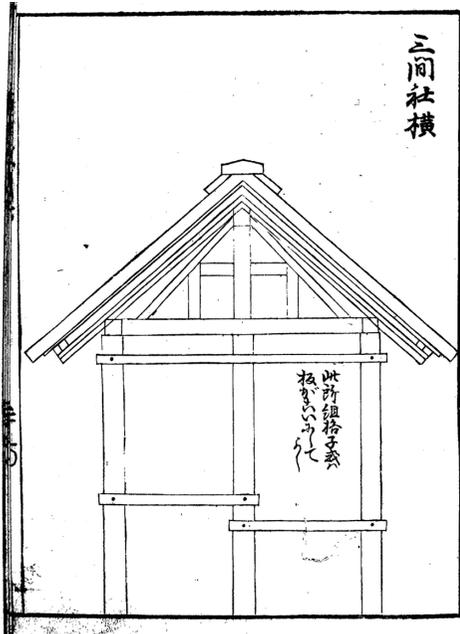


神輿之圖

棟柱を穿てて減金の金屋敷

組物取物やうらふか

(27 丁裏)



(29 丁表)

挿絵 (二十九丁表 ~ 三十三丁裏)

もの也。屋根の上に鳳凰鳥有を以て、鳳輦なることを知べし。鳳輦
 やね うへ ほうわうてうある もつ ほうれん しる ほうれん
 づ きんもついで
 の図は、『訓蒙図彙』に見へたり。又屋根の上に玉有輿有。是を玉輦
 やね うへ たまあるこしあり これぎよくれん
 といふ也。是又唐土の製法にして、日本の神輿にあらず。日本の神輿
 これ もろこし せいほう
 は古代の製法有べけれど、今此法をしる人まれ也。予近世見及所の
 こだい せいほうある いまこのほう
 神輿を図して後覽に備ふ。まだしも此造にして可也。猶又古代の製法
 みこし づ こうらん そな このつくり か なを こだい せいほう
 も有べし。番匠たる人は、其図を尋て常に心得有べき事也。28
 ある ばんじやう そのづ たづねつね こころへある

附録

とりあ づ

鳥居の図

たまがき づ

玉垣の図

みこしひながた

神輿雛形

三間社

一間社神明造

一間社向造

三間社神明造

挿絵 (二十六丁裏 ~ 二十八丁表)

みゆき もちゆ みこし

神幸に用る神輿は、今専ほうぎやう屋根、蕨手造にして、組物、

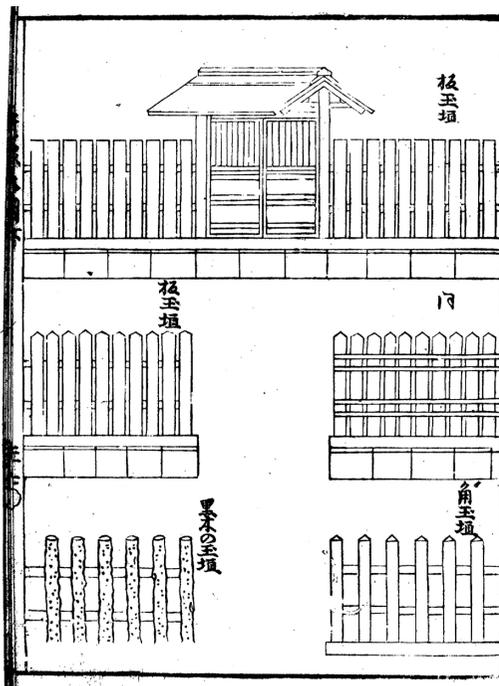
ほりもの からと これもちこし ほうれん

彫物、唐戸有。是唐土の鳳輦といふものに日本の鳥居・玉垣を添たる

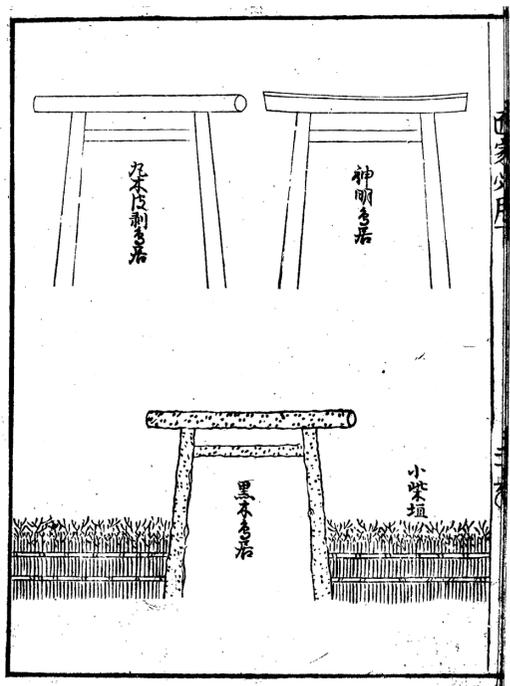
やね わらびてつくり

くみもの

とりい たまがき そへ



(27丁表)



(26丁裏)

なが かく このほかひがしせま ち にしせま ち すじかひ ち
長きは福有。此外東狭き地、西狭き地、筋違等の地も、それ／＼に
貧福吉凶あり

といふ。因ておもふに、今京都東西の町にて考れば、凡表口より
裏行長し。しかれば、其町筋の人は悉皆福者たるべきに、貧者も
あれは福者も有。又「東たらずの地は福地なり」といへども、貧者も

有。「北たらずの地は常にくるしみ有」といへども、よくたのしみ人有。
其餘は是に准じて、屋敷取地形に吉凶あらざることを知べし。唯

其人の家業に便よろしき地をえらみ、家を造立して可也。富貴貧賤の
ことは元來命なれば、我才覚を以て求むべきことにあらずといへども、

人の心もちによつて善とも惡とも禍とも福ともなる事也。常によく
慎人は禍変じて福と成、可くるしみ変してたのしみと成、家長久

する事は慎の一つにあり。たとひ貧くくらすとも、よく慎人は自然

と相応のたのしみ有て、万事苦勞なく一生災といふ事をしらざる
也。又不慎の人は、少の福有とも尋常のことにはあらず。あやう

きもの也。かならず後に一倍の禍發りて心を勞し、たのしみも苦と
成こと、皆心の用やうにあり。世間の人々の身上心持の善惡を見て

考しるべし。なんぞ屋敷の地形によつて人の禍福あらんや。又俗
説に、「東の棟・西のひさし」といふこと有。依なき妄説也。是等

を信ずるときは、自然と災を招くごとく。人の害となる事甚し。よ
く考て用べからず。彼『番匠秘事』といふ書は、人の惑と成事多し。

匠家必用記下之卷終」ウ

信用することなかれ。

等の刃物も出来て、人の重宝となれば、相克は凶にあらざ。相生を吉

といひがたし。今仮に其理をいふときは、相克は反て人の用をなす

所の元也といへども、必竟無益の論にして、人の惑となることなれば、

かならず信用することなかれ。故に屋造・棟上・移徒に

五行相生相尅を用ずして何の災かあらん。上古より「宮殿を造立す

るには、南を表とし、北を後とす。又は東を表に、西を後とす。是

陰陽向背の理也。此外別に法あらざ。人家を造立するにも大略是に

准ふときは、第一明受よく、且又冬の寒気をしのぐに勝手よきも

の也。然れども其土地により、西向北向にしてよろしき地も有とき、

しめて是を南向にせんと欲ば、往來の難もあるべし。宮社は格別、

人家は其地のよろしきにしたがひ、方角にか、はらず人々の家業に

便宜やうに造立するが、則よき「23方角といふもの也。棟上・移徒

とても、家業の故障にならざる月日を考て其事をなすべし。是則

其人において、吉日也としるべし。惣て番匠は其頼人のこのみにし

たがひ造作することなれども、其人の愚にて五行相生相克を信ずる

人には、よく此諷をいひきかすべし。去ながら理をもつていふときは、

其理ありといへども、ことにおゐては実はその理はなきもの也。理

あつて其事なしといふ語あり。察し明らむべし。」ウ

㊦ 屋敷取吉凶の弁

近世流布の『大匠雛形』の添書『番匠秘事』に、屋敷取相形の事

を載たり。「東不足の地は福あり、西たらずの地は貧也。南不足の地

は福あり、北たらずの地は常にくるしみあり。東西長きは貧也。南北

ほんてうりけん はつめい
『本朝俚諺』を見て発明すべし。

⊕ 相生相尅の弁
さうしやうさうごくべん

ぞくせつ ひと すい くは もく きん ど しやうありさうしやうさうごくべり
俗説に、「人に水・火・木・金・土の五の性有。相生相尅の理によつて、
はしらたて やつくりむねあけ わたまし いむとしむつき もこれ その
柱立・屋造・棟上・移徒に忌年忌月あり。若是をしらずして其こ
とをなせば、かならず災起る」といふ。あん いま按ずるに、五行
さうしやうさうごくべん もろこし せいけいけんてん のす ところ しよしひやつかのり しん
相生相尅のことは唐土の聖經賢伝に載る所、諸士百家此理を信する
うらなひしやひと こ さやう はい さうしやうさうごくもつ ばんじ きつけう つげ
により、卜者は人に五₂₁行を配し、相生相尅を以て万事の吉凶を告
みらい かしき ぐじん しん こころ まごひ しら
未来奇異をかたる。愚人はこれを信じて心の惑となることを知ず。
あるひとはいはく てんち あいだ こぎやう き よう よう
或 曰、「天地の間は五行の氣、用をなすにはあらず。用をなすも
ただいんやう いんやう き しやうかう うんかうやむ
のは只陰陽のみ也。陰陽の二氣、昇降して運行止ことなきにより、

ばんちつそのなかしやう そのきいたつちよめい すい くは じんしん
万物其中に生ず。其氣至て著明なるものは、水・火の二つ也。人身
このきぎやうたい しうりう てんち き つう いまこの き ほか
のごときは、此氣形体に周流して天地の氣に通ず。今此二氣の外に
もく きん ど くは こぎやう き もく きん ど かう
木・金・土の三つを加へて五行の氣とせり。木・金・土の三行は、
すい くは たい つち ちうたく かつ このたい
水・火₂ウに對すべきものにあらず。土は重濁の恣にして。此体のほ
べつ きあり いんやう き どうか うけ ばんちつえいこ よう
か別に氣有にあらず。陰陽の氣を土中に稟て、万物榮枯の用をなす。
いっしん かばね かね つちくわしき き しん うもつ
一身の骸のごとし。金は土の精ものなり。木は一身の羽毛のごとし₁
といへり。故に五行と稱するものは、仮に名付たることにて、実の
かるがゆへ さやうしやう かり なづけ まこと
り もちろん にん かう はい なにしやう さうしやうさうごくもつ
理にはあらず。勿論一人に一行づ、配して何生とし、相生相尅を以
きつけう さだむ うらなひしや と ひと まどほ もろげん さうしやう よし さうごく
て吉凶を定るは、卜者の徒が人を惑す妄言也。相生を吉とし、相尅
けう そのりただ ばんじやう つね だうぐ ちつ
を凶とするの其理正しからざるごと、たとへば番匠は常₂₂に道具を以
き きりうつはもの せい これきんごもく ちち ひ もつ かね わかすゆへ くは
て木を伐、器を製す。是金尅木也。鍛冶は火を以て鉄を淬故、火
こくきん このきんごもく はこくきん こく もろく きざい たち かなな
尅金也。此金尅木、火尅金と尅するをもつて、諸の器財・太刀・刀

てら むねあげ じんじとりおこなふ しよくじん たじ こと
寺にて棟上の神事執行べからず。職神へ対し¹⁹は、²⁰かるべき事也。

しか しんち てらこんりう そのちけがれふじやう

然れども新地におゐて寺建立のこと、其地汚穢不浄なきにおゐては

むねあげ じんじ とりおこなふ

棟上の神事は執行ともくるしからず。又神宮寺并祈禱寺等の不

じやう てら むねあげ じんじつね しか

浄なき寺は、棟上の神事常のごとし。然れどもときのよろしきにし

か ほかみんか

たがひて可也。その外民家たりとも、汚穢不浄の地におゐて祖神を

まつ かんがへむねあげ じんじ とりおこなふ

祭ることなりがたきもの也。よく考て棟上の神事を執行べし。

㊦ 唐尺の弁^ウ

ちうしやくべん

ぞくかん もん こんりう

俗間に、「門を建立するに、唐尺の銘、財・病・離・義・官・劫・

かい きちとう すん もち

害・吉等の寸を用ひ、是則北斗七星を象り、此よき寸にあたる所

こもつ もん ま

を以て、門の間をきはむ。若此ことをしらずして造り、そのあしき寸

あた わざはひおこ いまはんじやう いはく いへ

に当るときは、かならず災起り家繁昌せず」といふ。又曰、「宅の

かたはら き しな ひと くわふく よつ

側 に樹をうへる、その樹の品によりて人の禍福有」といふ。因てお

くわふく とうしやく いで

もふに、禍福は唐尺より出たるにあらず。天命と又人の慎不慎に

すんしやくあるひうへき ひと きつげう たどひ

あり。なんぞ寸尺或は植樹によつて、人の吉凶あらんや。仮令右の

すんぼう あは もん たつ かつ、しみ わざわひ とを

よき寸法に合せ²⁰門を建るとも、不慎の人は禍かならず遠かるまじ。

このとうしやくおこ もろこし ぼくしや と まうげん きよか

ましてや此唐尺の起りは、唐土の卜者の徒が妄言にして、『居家

ひつまつ

必用』にもこれをいませり。日本にても好事の者はをよき事とし、

あるいとうしやくすん け ほうがく ひとり どり

或は唐尺の寸に八卦をそへ、方角をえらび日取とき取など、わけも

きんせいいたいしやうひながた これ そへ いんかう

なきことをいひの、しれり。近世『大匠雛形』にも是を添て印行せり。

ひと まどは ただそのち もん こんりう

人を惑すのはなはだしき也。只其地のよろしきにしたがひ、門を建立

すこしわざはひ ぞくかん きもん こんじん いみ

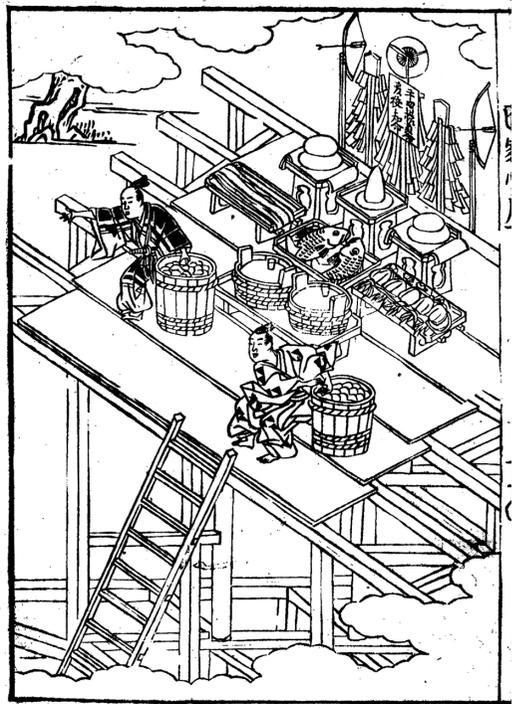
して少も災なし。又俗間に鬼門金神を大に忌おそる、事^ウあり。是

そのこんげん ゆへ わざはひおこ くわつとせくせつべん

其根元をしらざる故に、災起るもの也。くわしくは『広益俗説弁』、



(18 丁表)



(17 丁裏)

けがれふじやうのひと
汚穢不浄之人

くち ふじやう いはす
口に不浄を不言

いましむ このほかばんじ ふじやうとを

右禁べし。此外万事不浄を遠ざくべき也。

㊥ 寺建立棟上心得の事

てらこんりうむねあげころえ

てら つく ほつせ ちしづめまつりならにはしらまつりじんじ ぞうりう

寺を造らんと欲ば、地鎮の祭 并 柱祭の神事におよばず造立すべ

そらじ てら けがれふじやう ばしよ

ちしづめのまつりなびにむねあげ

し。惣て寺は汚穢不浄の場所なれば、地鎮 祭 并 棟上るとき、

ばんじやう しよくじん まつ

かつ てら さげさかなとう いる こ

番匠として職神を祭ることなりがたし。且は寺へ酒肴等を入る事

ほんゐ

てら そとしやうく ち

むねあげ よおほひ

も、本意ならず。此ときは寺の外清浄の地を多らみ、棟上の行粧を

むねあげ じんじ まへ

ごくうとう べつくわ もちゆ じんじおほ

すべし。棟上の神事、前のごとく御供等は別火を用べし。神事終り

のちそのち ひき てら いらむね

てら

たの

て後、其地を引はらひ寺へ入棟をあぐべし。寺よりいかほど頼むとも、

かつを

鯉 二連

昆布 二連

つのだる

角樽 一荷¹⁶

かけぜに

掛銭 二貫文 【或は五貫・七貫】

かこみもち

鏡餅 二備

まきせん

蒔銭 見合

こもち

小餅 見合

ゆみ

弓 二張

や

矢 二筋 【かりまた・かぶら矢】

以上

みぎ とを もちゆ いづ しらき だいきぐ もちひ か ぬりもの

右の通り用べし。何れも白木の台木具を用て可也。ウ塗物はよろしか

ばんじやう ひと あさかみしも ちやく しんはい つぎ なかとみはらひ よむ

らず。番匠たる人は、麻上下を着し神拝す。次に中臣祓を誦べし。

【俗説正誤】匠家必用記（翻刻と解題）（二）

つきにおほこのまつりのはらひもんこんりう

次、大殿 祭 祓 【門建立のときは大殿 祭 祓を除て御門祭の祓をよ

つぎ いつさいじやうじゆ はらひ つぎ しほう しうぎ もち まきせん

むべし。次に一切成就の祓をよみ、次に四方へ祝義の餅・蒔銭を

ひろく きた はじめ ひかしみなみ にし ひろ じんじおはりしうげん のぶ

披露すべし。北より始、東、南、西と弘む。神事終て祝言を述べし。

このときいみもの

此時禁忌

しきみ

楡

まつかう せうかう せんかう

抹香・焼香・線香¹⁷

挿絵（十七丁裏、十八丁表）

じゆず

数珠

ぶつぐのたぐひ

佛具之類

ぶつきやう しんこんとう

佛経 并真言等

にぞう

尼僧

まこと そじん おんな しつ しんおん しや むねあげ じんじいりよう しな
実の祖神の御名を知て、神恩を謝すべき也。棟上の神事入用の品は、

くにく すこし ちかひ こだい ほう かんがへもちゆ まつむねあげ

国々にて少の違はあれども、大凡古代の法を考用べし。先棟上に

ぜんじつ こころたしつ ふじやういまし とつじそうてん ゆあひ しやうゑ ちやく

は前日より心を正し、不浄を禁め、当日早天に沐浴して、淨衣を着し、

あさかみしも ちやく むなぎ あぐ つち うちやうべつぎ ぞくせつ つち

麻上下を着して、棟木を挙べし。槌の打様別義なし。俗説に、槌の

うちやう ふとくじゆ みやちやうきやう となへ みつちうつ しよしよよひどころ

打様、「福德寿」命「長久」と唱。三槌打といへり。諸書に拠なし

しんよう かね むね たな てんじんぢぎ まつ

信用するにたらざることも。兼て棟に棚をかまへ、天神地祇を祭り、

ならびにばんじやう かみ こしんみやう いた かき おほぬさ なかほど まつ さかき もつ

并 番匠の神の御神名を板に書て、大幣の中期にかけ、松・榊を以

かざる じんじや きわめ ひがしむきみなみむき ぞくか にしむきたむね

て飾べし。神社は極て、東向南向也。俗家は西向北向たりとも、

ひかしむきみなみむき かみ まつ

東向南向にして神を祭るべし。

㊦ 神前備物の事

しんぜんぞなへもの

幣 ぬぎ 二本 しろかみ あをかみ つく ながきはま
【一本は白紙、一本は青紙にて作るべし。長さ極

りなし。見合にしてよし。】

大幣 おほぬぎ 一本 つね へい つく もみ ひもあさのお そへ
【常のごとく幣を作り、又紅の紐、麻苧を添

付、頭に扇三本をひらきて付る。此大幣は本式

あらざれど、俗習にしたがひ書也。】ウ

神酒 みき 二瓶

御供 ごくう 二膳

引蛇 のし 二把

鯛 たい 二枚

鰯 するめ 二連

【土器を用べし】
かわらけ

とりぬ とりぬ かく くはひやう かく くはひやう とりぬ あら その
鳥居・鳥栖と書べし。花表と書べからず。花表は鳥居に非ず。其

かたち こと くはひやう づ れつせんてん きんぜいとりぬ もん

形 大に異也、花表の図、『列仙伝』に有。みるべし。近世鳥居の文

字を誤りて、花表と書は大なる間違也。すべて鳥居は神代の神門と

か ないくぎ しきちやう ふかずのこもん いま とりぬ

みて可也。『内宮儀式帳』にも、不葺御門と有。今の鳥居のことなり。

いまざいけ いりくち き かさぎ たけ と あるい わき

今在家かまへの入口に「ウ木を二本立、笠木をして竹の戸有。或は脇

しはがき これすなはちじんだいとりぬ かたち しはがき たまがきこゝろ ぞくせつ

に柴垣等有。是則神代鳥居の象、柴垣は玉垣の意也。又俗説に、

とりぬ てん じ かたど もの あん かんじ ようやくおうじてん

鳥居は天の字を象りたる物といへり。按ずるに、漢字は漸応神天

わう ぎよう これ いぜんもんじ とりぬ じんたい

皇の御宇にわたりて、是より已前文字なし。鳥居は神代よりあるこ

となれば、附会の説論するにおよはず。よく考へしるべし。

ふくはい せつろん かんが

㊦ 棟上の事

むねあげ

むねあげ みやつく やつく じやうじゆめ べつし めで じんじ しんるいうち

棟上は宮造り屋造りの成就にして別て目出たき「14神事也。親類打

より ほうゆう まね さげ いく ざい しそんはんじやうしゆく めで

寄、朋友を招き、酒くみかはし、幾千万歳も子孫繁昌と祝し、「目出

たい となへ せんしう うた まんざいしゆくことぶく しん

度く」と唱、千秋らくを諷ひ、万歳樂と賀は、いともかしこき神

こく ならばし ばんじやうこの かみ つた

国の風義ありがたきことならずや。番匠は此ことを神より伝へて、

わがおもふ所すこしも違はず成就したるは、職神の御恵也。疎に

かろがゆへこの むね たな じやうじん まつ しうぎ

おもふべからず。故に此とき棟に棚をしつらひ、職神を祭り祝義を

けん あまね ひと し しか そじん おんな とうりうしな

献ずること、普く人の知りたる事也。然るに、祖神の御名を取失ひ

しやうとくだいし まつ さぞそじん めす

て聖徳太子を祭らば、嘸祖神も「ウ心よくはおほし召まじ。されども

しらざれば是非なし。然ば、おもはずも不忠不義の名はのがれず。

りやうふしうがう だまされ ひとく あやまつ あらたむ こと

両部習合に為偽惑し人々、過ては改るには、かる事なし。はやく

まどのなごといふりやうぶしうかう しんもん りやうこんがう あんち

間戸命と云。両部習合の神門には、両金剛を安置す【今俗に云仁王

なり】。これを仏門に置は、是にして神門におくは非也。委細は『俗

せつべん

説弁』にみへたり。

とらう

⊕ 燈籠の事

しんしゃ

神社のとうろうは、木にて造るを本式とす。石銅の「たぐひは略義

なるべし。

とりあ

⊕ 鳥居の事

とりあ

鳥居は神代の神門也。今宮社に用るは神代の遺風にして、木の鳥居

ほんしき

を本式とす。当時鳥居を造るならば、先其宮の古例を尋、鳥居の風

を定べし。又は御神名に付ても造りやうある事なれば、よく吟味し

て造るべきこと也。鳥居に品々有。神明鳥居・黒木の鳥居・嶋木の

鳥居・山王鳥居・三輪鳥居・稻荷鳥居・わら座の鳥居・丸木皮剥

の鳥居等の製有。此ことをしらざる人は、識者に問て造るべし。若古

例なき宮には、神明鳥居・丸木皮剥の鳥居・黒木の鳥居にして可也。

近世押通り嶋木の鳥居に造るは、其宮によつて自然と誤も多かりな

ん。又外に雨覆ある鳥居、或は石ずへの鳥居は略義にして、式正の

ことにあらず。又石の鳥居・唐金の鳥居は、是又大略義也。心あら

ん人は、木にて造り時々造りかへるを本式とす。木は松を用べし。

余の木を用べからず。伊勢に石唐金の「たぐひを用ざるを見て推量

すべし。故に『名目抄』にも石にて鳥居を造るは後世の費なりと

いへり。番匠たる人常にこゝろ得あるべきこと也。鳥居の文字を書に、

たまがき

⑦ 玉垣の事

たまがき かく きぬき とを しんしや まは おしとを これ もう
玉垣は角なる木に貫を通し、神社の廻りに押通して之を設く。又は

さ づ あつ いた つく これほんしき たまがき あるい
左の図のごとく、厚き板にて造るも「ウあり。是本式の玉垣也。或は

き かわけつら もちゆ これ くろぎ たま たま
木の皮を削ずそのまゝ用るあり。是を黒木の玉がきといふ也。玉がき

みづがき あらがき しんしや ふたへみへ もうく しか
を瑞垣とも荒垣ともいふ。神社によりて二重三重にも設る也。然ると

うち みづかき いひ そと たま あらがき みな
きは内にあるを瑞垣と云、外にあるを玉がきとも荒垣ともいふ也。皆

これけがれ ふじやう いれ かき き けつり あげ たまがき
是汚穢不浄を入ざるための垣也。谷氏曰、「木の削たるを朱の玉垣と

いふ しゆぬ いわれ いまぞくかん たま くわはんへ たてかうし
云。朱に塗る謂なし」と。今俗間にいふ玉がきは、過半上を立格子、

くみかうし した かべ つけ いたうちうへ あまお、いあり これ たま
或は組格子にして下に壁を付、こ、板打上に雨覆有。是は玉がきと

もの かべかき しんしや かこみ こ、ろ ほんしき
いふ物にはあらず。壁障なり。I神社の囲なり。心あらん人は本式の

たまがき つく
玉垣に造るべきこと也。

はいでん

⑧ 拝殿の事

しんしや はいでん つく からは ふとうりやうぶしうがう
神社の拜殿を造るには、ひじき造りなるべし。唐破風等は両部習合

せいざく じんたい いかう せんはいき、
の製作にして、神代の遺風にあらずと先輩に聞侍る。

しんもん

⑨ 神門の事

しんもん けんりう そのち ひろせば みあはせよろしき つく きんせいじんかう
神門を建立するには、其地の広狭を見合宜に造るべし。近世印行

しよもん つく とうじやくほうもちゆ はなはだもちせつ しんたう
の書に、門を造るに唐尺の法を用といへり。「ウ甚妄説也。信用す

くみものほりものつく あるひ
ることなかれ【唐尺の弁委は後にいだしぬ】。組物彫物造り、或は二

ちうつく かわら しんこく いふう ゆへ かみ
重造り瓦ぶき等、神国の遺風にあらざる故、神の御心になはざら

もんりやうわき かどもり かみ あんちん このかみ とよいはまどのみことくしいは
んか。門の両脇に門守の神を安鎮する也。此神を豊盤間戸命、櫛盤

ほうはいはくたいしやのちぎししなが

法 曰、大社之千木四支長さ壹丈三尺、中社之千木四支壹丈、小社

しし 四支長八尺云々。又一説に、大社之千木長壹丈六尺、又壹丈貳尺。中

社八尺五尺。小社三尺六寸、又三尺貳寸、貳尺八寸⁹⁾といへり。千木

を氷木とも又比木とも氷椽とも書り。『玉基本記』曰、千木之片扱者、

すいくわのおこりてんちのかたち

水火之起天地之象也」と云り。宮社により、二神・三神・五神・

しん まつ みや その じんみやう つい うちそと しきしや

七神を祭る宮は、其御神名に付てそぎやう内外のちがひあり。識者

とひ せい かつをぎ かぞへぎ せつ かつをぎ

に問て製すべし。鯉木は斗木ともいへり。一説に、大社の鯉木八

ぐわん

丸 長五尺わたり九寸、中社は六丸長四尺わたり八寸、小社四丸長三

しんしや かす さうい

尺五寸わたり七寸といへり。其外神社によりて数の相違もあるべし。

まつおしとを めがみ みや いんすう もち おがみ みや ようすう もちの やしろ

先押通り女神の宮は陰数を用ひ、¹⁰⁾男神の宮は陽数を用ること也。社

わりあひ

の大小によつて割合よろしくすべしといへり。是又識者に尋て製す

かつをぎ こころ いまざいけかや むね しきしや たづね せい

べし。鯉木の意は今在家茅ぶきにして、棟の上おさへのため茅を束

からす あるいはりめ これすなはち

ておく。これを烏おとりといひ、或は針目おさへともいふ。是 則

かつをぎ こころ いまいせだいにんぐう ちぎかつをぎ もちひ このことのもと

鯉木の意也。今伊勢太神宮に千木鯉木を用るは此 縁也。然れ

しんしや ゆへ ちぎ

ども、神社により故なふしてみだりに千木かつほ木をあぐることなか

れ。くはしくは『俗説勢弁』にみへたり。¹⁰⁾

⑥ 鞭掛の事

むちかけ

むちかけ きうでんむね した はふ なか つらぬ いで かみよ ばんじ

鞭掛は宮殿棟の下、破風の中より貫き出たる木なり。神代には万事

しつそ やねこまいはしと あま おがみ みや め

質素なれば、屋根栴の端外へ余りたるかたち也。男神の宮に十本、女

がみ しか いせりやうくう このほか みや はゞか

神の宮に八本也。然れとも伊勢 両宮にかぎり、自余の宮には憚るべ

きことか。

やま き きりいだ かわけづり はしらもちゆ ゆへ しぜん まる これ
 山より木を切出し、皮を削そのま、柱に用る故、自然に丸し。是に
 ならひ いまきうしや まるばしもちゆ みや つく ばんじやう そじん ちすじ ばん
 倣て今宮社に丸柱を用ること也。宮を造る番匠は祖神の血脈の番
 じやう たみかしらさだむ こじつ しか いま このこと
 匠をえらみて工長と定ること、故実也。然るを今は此事をしる人も
 ばんじやう ひと お、 せいし とりうしな か
 まれウなり。番匠たる人も多くは姓氏を取失ひ、何やら角やらわけ
 ぶき さてみやつくりのぞん じやうぐ いへ
 もなきことになり行なげかしきこと也。扱宮造に臨では清浄の家に
 しゆく かりや しゆく か つね きよきひ
 宿すべし。又は飯屋をいとなみてこれに宿するも可也。常に清浄火
 しよく た ひ ましゆ やまひ とは えあく あづか
 を食して他の火を交べからず。又病を問ず穢悪のことに預るべから
 ふじやうひと ぶ こじ つ、しみだい ちやく
 ず。不浄の人と一座をする事なかれ。慎を第一とし、はかまを着し
 さいく しぜん こん
 て細工をつとむべし。自然おもはずがれに混ざることあらば。はや
 ば ひき わがや しやうぐ まつ さいく
 くその場を引はらひ我家へかへり、清浄に⁸なるを待て細工をつと
 むべし。

④ 屋根葺草の事

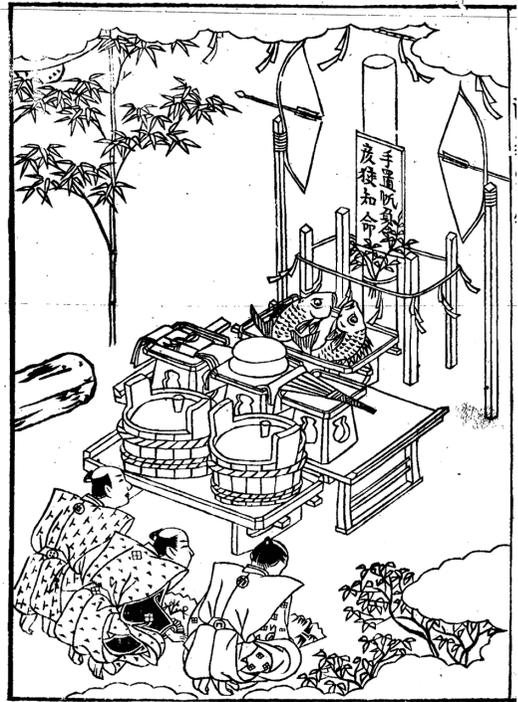
やねふきくさ
 じんじや やね かや ほんしき
 神社の屋根は茅ぶきを本式とす。こけらぶき、或は松皮ぶき、とち
 はしま じんじや かわら
 ぶき等は中古より始る神社にかぎり、瓦ぶきは大に忌こと也。屋根の
 むね もちゆ そうじ かわら とりぬ
 棟にも用べからず。惣て瓦は鳥井より内へ入べからず。若ありきたら
 とりすつ せんはい き、
 ばはやく取捨べき事なりと先輩に聞けらし。

⑤ 千木 鯉 木の事」ウ

ちぎかつほぎ
 ちぎ じんじや むねさゆう うち ちがひぎ ちうりやく む
 千木は神社の棟左右へ打ちがへたる木をいふ。違木の中略なり。上
 かしみや つくる はふ はしむね あま かなち じんたい いさう
 古宮を造るに搏風の端棟へ余りたる象也。神代の遺風にしたがひ、
 じんじや これ もち いまひやつか なづけ むね つゝむ
 神社にかぎり是を用ゆ。今百家には「はふ」と名付て棟のうちに包
 めがみ ちぎ うち をがみ ちぎ そと だいじやうくわんかのせい
 也。女神の千木は内をそぎ男神の千木は外をそぐ。太政官府製



(6丁表)



(5丁裏)

くみもの もちひ いせだいにんぐう くみものほり もの もちひ み
 は組物を用ずといへり。伊勢太神宮に組物彫⁶ウ物を用ざるを見て、
 みやうもくしやう こころ あは なか えんぎしき
 『名目抄』の意をおもひ合すべし。中にも『延喜式』にのせたる由来
 ひき きうしや なを しんめいづくりやしづくり しか いせ
 久しき宮社は、猶もつて神明造 社造にして可也。然れども伊勢
 およびそのほか なたか おんやしろ こじつ もちひ つく
 及其外の名高き御社は、故実を用て造られしことなれば、ことごとく
 ふう に はゞか たゞな しつそしやうぐ
 くその風に似するは憚るべきこと也。只何となく質素 清浄にしてか
 ていねい こだい ふう かんがへつく これひと やつく おこる
 ざりなく、叮嚀に古代の風を考造るべし。是人々家造りに奢まじ
 きとの神教也。宮社の図あらましおくにいだしぬ。考しるべし。物
 きうしや つく き ひのき もちゆ よ き もちゆ じん
 て宮社を造るには、木は桧を用てべし。余の木を用べからず。『神
 代巻』に「定ニ其当レ用。及称之 曰、杉及櫟樟、此 両
 きは へし もつてつくる うたからに ひのきはべし もつてつくる みつのみやを きとす
 樹者、可三以為ニ浮宝一 桧 可下 以為ニ瑞宮一之材上」とい
 このゆへ いせ じんぐう つく ひのき もち いまどうぼく
 へり。此故に伊勢の神宮を造るに桧を用ゆるとみへたり。今雑木を
 もちゆ こほう はしら まる むかし よろづしつそ
 用るは古法にたがへり。柱を丸くすることは、上古は万質素にして

ておのはじめじんじ

㊦ 鉦始の神事

ておのはじめみやつく やつく はじめばんせい もとい べつし

鉦始は宮造り家造りの始、万歳をたもつの基なれば、別てめでたき

じんじ ばんじやう ひと れいふく ちやくしよくじん まつ みき かみもちさかな

神事也。番匠たる人、礼服を着し職神を祭り、神酒・鏡餅・肴等の

しうぎもの たてまつ ておのはじめ あるしよておのはじめとな もんあり ぶつ

祝義物をさげ奉りて、鉦始すべし。一書に鉦始に唱ふる文有。仏

せつ しんこん これら てんぢく さ

説の真言をもちゆといへり。是等のことは天竺にては左もあるべし。

日本にては大に忌事也。天照太神の御託宣にも、「屏ニウニ仏法之

息一崇二祭三神祇二とあるを、今更おもひ合すべし。惣て鉦始の

げんじつ とうじつ ばんじふ とうをき みやつくり やづく

前日、当日、万事不浄を遠くべし。宮造はいふにおよばず家造りと

ても慎を第一とし、喧嘩口論等、相互にかたく禁べきことなり。

つしみだい けんくわけうらんとう あひたがい いましむ

ておのはじめじんじ

みやつく

㊦ 宮造りの事

きうしや つく ほつせ まつそのやしろ こじつ たつね まぞぎんみ やしろ ふう

宮社を造らんと欲ば、先其社の故実を尋、あく迄吟味して社の風を

さだむ そのかたち あり りやうぶしうがう やしろ しんめい

定べし。其形さまざま有といへども。両部習合ならざる社は、神明

つく やしろつく これこだい

造りか社造りにすべし。是古代五

挿絵(五丁裏、六丁表)

ふう のぶよしかんぬしのいはくじやうこみやつくりせいほういねい そのうへしつぞ

の風なり。延佳神主曰、上古宮造の制法叮嚀にして且質素也。

こうせい ふうぞく これ くはび こころ ひと きよかちやうど

後世の風俗は是にたがひて花靡也。心あらん人は居家調度にいたる

まで ふう ふう くみものほりものつく いこく ふう りりやう

迄、古代の風をしたふべしと。組物彫物造りは異国の風にして、兩

ぶしうがう せい しうがう みや くみものほりもの

部習合の制なれば、習合の宮は組物彫物をするともくるしからず。

じよ やしろくみものほりものもちひ つく しか じんたいしつぞ ことほり

自余の社は組物彫物を用ずして造るべし。然れば神代質素の理にか

はんじやう ひと かみ みこころ かな みやうもくしやう じんしや

なひ、番匠たる人も神の御心に合ふべし。『名目抄』にも、神社に

しやうかひつとちき
匠家必用記下之卷

立石定準記

⊖ 地鎮の神事

宮社を造らんと欲ば、先其地を平にして不浄をはらひ、水繩を引、
 地取を極め、其真中に柱を立る。是を齋柱といふ。俗家にては是を
 大極柱と号く【俗説に鬼門柱と名て東北の隅に立るは誤也。鬼門の
 事は日本のことにあらず。『本朝俚諺』といふ書に出たり。考するべし】。
 則 此柱を家の大極柱に用ゆべし。凶のごとく杭を四本打、しりく
 め繩を引廻し、神を以て飾べし。又弓二張【白木綿の弓弦を用ゆ】、
 矢二筋を用ゆ【一筋はかぶら矢、一筋はかりまた】。天神³地祇を祭り、
 又番匠の神の神号を板に書て柱にかけ、前に鏡餅・角樽・鯛・昆布
 等の祝義物を献上すべし。此とき尼僧及すべて不浄を遠くべき也。

番匠たる、人礼服を着して神を拝すべし。是 則 神代に伊弉諾尊・
 伊弉册尊、国中に柱を立給ふよりこと起り、神代に専此神事ありて、
 今に上古の遺風たへざるはありがたきこと也。伊勢太神宮にも宮
 建立の前、此祭り有。是を心の御柱祭りといへり。『心御柱記』曰、
 心を御柱とも、天御柱とも、忌柱ともいへり。前にもいふごとく、
 この御柱のことは、神道の根元至てふかき意有。故に宮社并に屋
 宅を造るに、先忌柱、大極柱を立、不浄をはらひ、地を鎮るは其
 縁 なり。是をしらずして何心なく柱を立るは、番匠の本意にあら
 ず。よく考へしるべきことなり。或 曰、家の真中の柱を大黒柱と
 いふは大極の字を誤り。夫家は一天地のごとく、此故に其真中の柱
 を大極と名⁴たり。心御柱に比すと云云。

『俗説 匠家必用記』
正誤 〈翻刻と解題〉 (二)

匠家必用記下之卷

目次

- 一 地鎮の神事
ちしづめ じんじ
ておのはじめ じんじ
- 二 新始の神事
みやつく こと
- 三 宮造りの事
やね ふきくさ こと
- 四 屋根葺草の事
ちぎ かつをぎ
- 五 千木鯉木の事
むちかけ
- 六 鞭掛の事¹
たまがき
- 七 玉垣の事
はいでん
- 八 拝殿の事
- 九 神門の事
しんもん
- 十 燈籠の事
とうろう
- 十一 鳥居の事
とりゐ
- 十二 棟上の事
むねあげ
- 十三 同神前備物の事
しんぜんそなへもの
- 十四 寺建立、心得の事¹
てらこんりうこころへ
- 十五 唐尺の弁
とうじやくべん
- 十六 相生相克の弁
あひまがきあひつひくべん
- 十七 屋敷取吉凶の弁²
やしきとりきこひむち

中 森 康 之
谷 有 貴
(本学大学院博士前期課程)